

第 1 2 屋外貯蔵所

第 1 2 屋外貯蔵所 (危政令第 1 6 条)

1 技術基準の適用

屋外貯蔵所は、貯蔵する危険物の種類、貯蔵形態に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のように区分される。

第12－1表 各種の屋外貯蔵所に適用される基準

区 分		危 政 令	危 省 令
容器に収納して貯蔵するもの		16条1項	
	高引火点危険物	16条1項+3項	24条の12
塊状の硫黄等を容器に収納しないで貯蔵するもの		16条2項	
第2類引火性固体（引火点0度以上のもの）、第4類第1石油類（引火点0度以上のもの）及びアルコール類を容器に収納し貯蔵するもの		16条4項	24条の13

2 貯蔵又は取扱いの範囲

貯蔵又は取扱いの範囲は、第6「屋内貯蔵所」2の例による。

3 位置、構造及び設備の基準

(1) 危険物を容器に収納して貯蔵する屋外貯蔵所（危政令第16条第1項）

ア 保安距離

保安距離は、第5「製造所」5（1）の例によるもののほか、起算点は危政令第16条第1項第3号に規定する「さく等」からとする。

イ 保有空地

保有空地は、第5「製造所」5（2）の例によるもののほか、起算点は危政令第16条第1項第3号に規定する「さく等」からとする。

ウ 標識、掲示板

標識、掲示板は、第5「製造所」5（3）の例による。

エ 地盤面

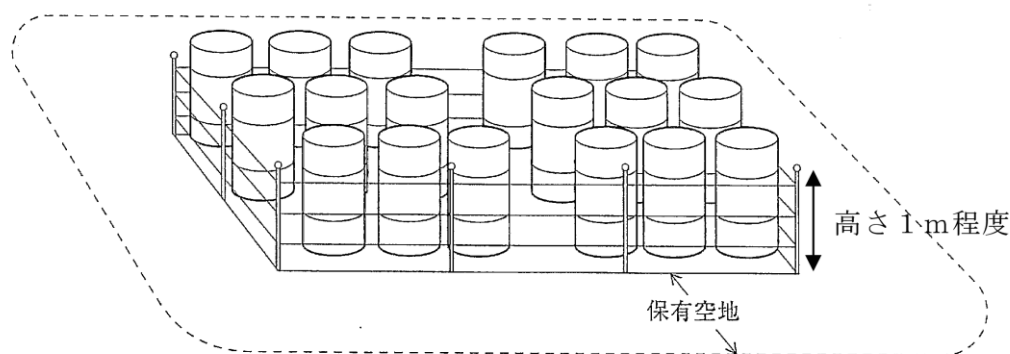
（ア） 危政令第16条第1項第2号に規定する「湿潤でなく、かつ、排水の良い場所」とは、容器の腐食を防止するため、地盤面の高さを周囲の地盤面より高くするとともに、コンクリート舗装を行うか、又は土砂若しくは採石等で固める措置を講じた場所をいう。

（イ） 地盤面をコンクリート等で舗装したものにあっては、排水溝及びためます若しくは油分離槽を設ける。◆

オ さく等

「さく等」とは、さく、盛り土等が該当し、高さを1メートル程度とし、周囲との区画を明確にすること。なお、さくによる場合は、不燃材料とすること。（第12－1図参照）

第12 屋外貯蔵所



第12-1図 さくを設けた場合の例

カ 容器の積み重ね高さ【平元. 12. 21 消防危第114号】

(ア) 危省令第40条の2に規定する「容器の積み重ね高さ」とは、最下段の容器の底面から最上段の容器の上面までの高さをいう。

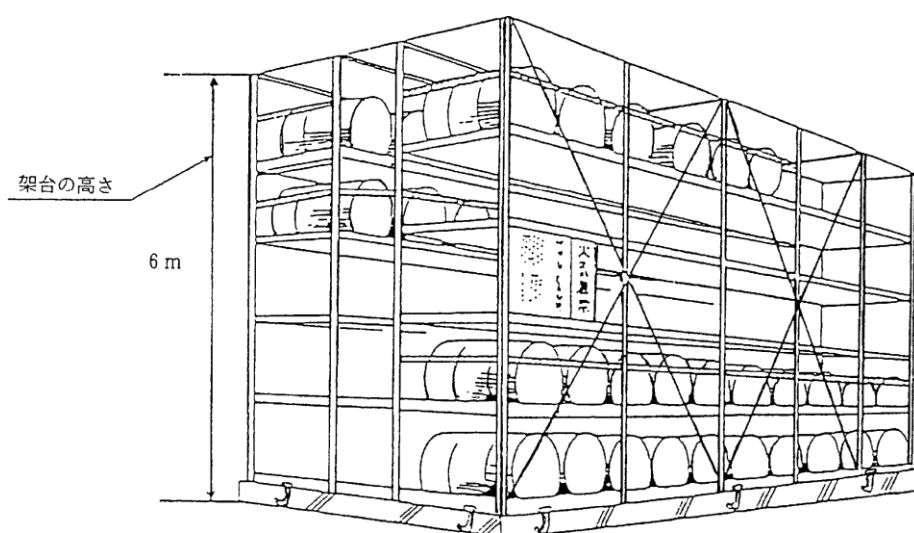
(イ) 容器は縦積みとし、横置きで積み重ねることは認められないものであること。

キ 架台

危政令第24条の10の規定によるほか、次によること。

(ア) 危政令第16条第1項第6号に規定する「架台」の構造は、第6「屋内貯蔵所」3(3)カ(ウ)の例による。

(イ) 危省令第24条の10第1項第3号に規定する「架台の高さ」は、地盤面から架台の最上段までの高さである。(第12-2図参照)



第12-2図 架台の高さ

ク 上屋の設置の禁止【昭51. 11. 24 消防危第100号】

当該貯蔵所には上屋を設けることは認められない。

(2) 高引火点危険物の屋外貯蔵所【平元. 3. 1 消防危第14号】

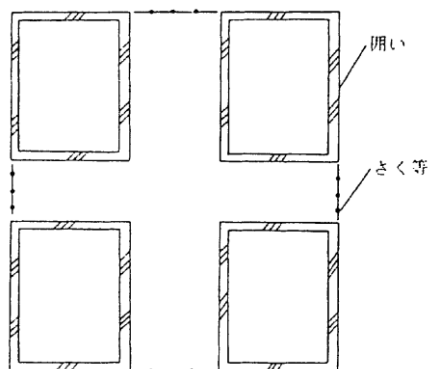
高引火点危険物のみを貯蔵する屋外貯蔵所は、危政令第16条第1項又は第3項に規定するいずれかの基準を選択することができる。

(3) 塊状の硫黄等の屋外貯蔵所（危政令第16条第2項）

塊状の硫黄等の貯蔵又は取扱いについては、危政令第16条第2項各号によるほか、次による。

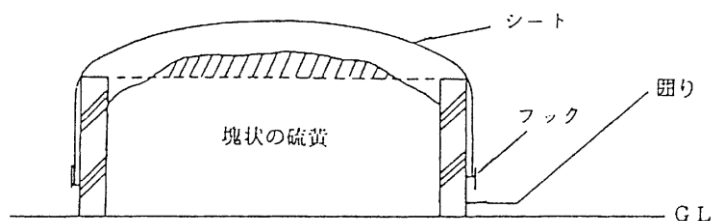
第12 屋外貯蔵所

ア 囲いは、危政令第16条第1項第3号に規定する「さく等」には含まれるものではないが、囲い相互のうち、硫黄等を貯蔵し、又は取り扱う場所の外縁部分にさく等を設ければ足りるものである。（第12-3図参照）【昭54.7.30 消防危第80号】



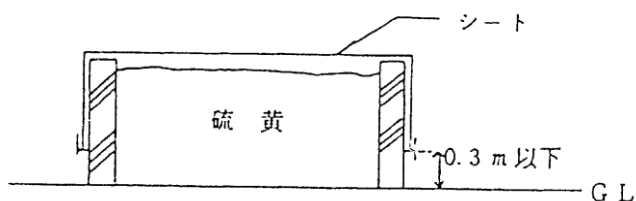
第12-3図 囲いとさくを併用した設置例

イ 囲いの構造は、鉄筋コンクリート造等の堅固なものとし、高さは1.5メートル以下とする。
ウ 貯蔵する硫黄等の高さは、囲いの内部のいずれかの部分においても当該囲いの高さを超えないものである。（第12-4図参照）

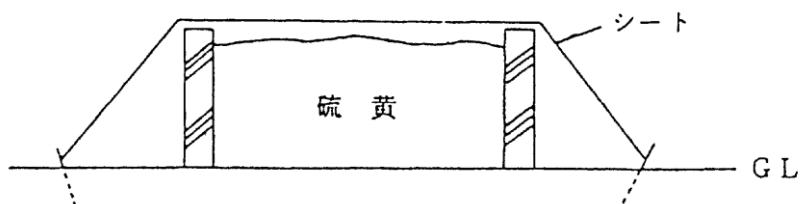


第12-4図（認められない例）

エ 硫黄等のあふれ又は飛散を防止するためのシートは、難燃性又は不燃性のものとし、囲い全体を被覆する。
オ 前記エのシートを固着する装置（フック付）は、囲いの長さ2メートル以内毎とし、地盤面から0.3メートル以内の位置に堅固に設ける。（第12-5図～第12-7図参照）

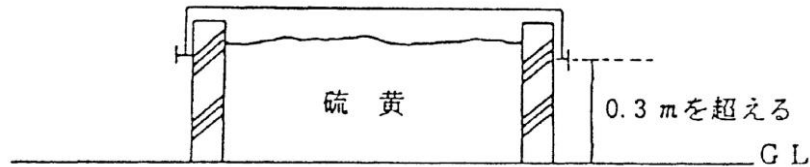


第12-5図（認められる例）



第12-6図（認められない例）

第 1 2 屋外貯蔵所



第12-7図（認められない例）

(4) タンクコンテナによる危険物の貯蔵【平10.3.27 消防危第36号】

ア 基本事項

第6「屋内貯蔵所」3、(6)アの例による。

イ 位置、構造及び設備の基準

危険物（法別表に掲げる第2類危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が21度以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類）をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の当該屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準、消火設備の技術上の基準並びに警報設備の技術上の基準は、危政令第16条（第1項第4号及び第2項を除く。）、第20条及び第21条の規定の例による。

ただし、危政令第16条第1項第3号のさく等の周囲に保有することとされる空地については、次に掲げる貯蔵形態に応じ、各表に定める幅の空地とすることができる。

(ア) 高引火点危険物のみを貯蔵する場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有する。

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が200以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	5m以上

(イ) 前記（ア）以外の場合

次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める幅の空地を保有する。

区 分	空 地 の 幅
指定数量の倍数が50以下の屋外貯蔵所	3m以上
指定数量の倍数が50を超え200以下の屋外貯蔵所	6m以上
指定数量の倍数が200を超える屋外貯蔵所	10m以上

(ウ) タンクコンテナに収納した危険物と容器に収納した危険物を同一の貯蔵所において貯蔵する場合は、タンクコンテナに収納した危険物の倍数に応じ前記（ア）若しくは（イ）の規定により必要とされる幅の空地又は容器に収納した危険物の倍数に応じ危政令第16条第1項第4号若しくは危省令第24条の12第2項第2号の規定により必要とされる幅の空地のいずれか大なるものを保有する。

なお、それぞれの貯蔵場所は、ライン等により明確にする。

ウ 貯蔵及び取扱いの基準

危険物をタンクコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の貯蔵及び取扱いの技術

第12 屋外貯蔵所

上の基準は、危政令第24条、第25条及び第26条第1項（第1号、第1号の2、第6号の2、第11号及び第11号の3に限る。）の規定の例によるほか、次による。

この場合、「容器」を「タンクコンテナ」と読み替えるものとする。

（ア） タンクコンテナ相互間には、漏れ等の点検ができる間隔を保つこと。

（イ） 第6「屋内貯蔵所」3（6）ウ（ア）d、e、gの例による。

エ 固定

トレーラーをアウトリガーにより固定した場合には、トレーラーにタンクコンテナを積載したままの状態でも差し支えない。

（5） 第一石油類等を貯蔵する屋外貯蔵所

危政令第16条第4項に規定する第2類の危険物のうち引火性固体又は第4類の危険物のうち、第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵又は取り扱う屋外貯蔵所は、次による。

ア 散水設備等

引火性固体、第一石油類又はアルコール類を貯蔵する容器等全てに自動的に散水して適正な温度を保つ散水設備又はこの設備と同程度の冷却能力を有する設備を設けること。

イ 排水溝、ためます及び油分離槽（引火性固体を除く）

排水溝及び油分離槽は散水設備が作動した場合に、有効に排水できるものであること。